



平成 30 年 5 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役会長兼社長 石川 隆一
(コード番号 7719 東証第2部)
問合せ先 常務執行役員管理担当 猪野 久仁朗
(TEL. 03-5207-6760)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 31 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会に、株式併合および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めており、平成 27 年 12 月、100 株単位への移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、本年 9 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

平成 30 年 9 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 30 年 5 月 31 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会において、後記 2. 記載の株式併合に関する議案および後記 3. 記載の定款の一部変更に関する議案（単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関連する部分に限る。）がいずれも承認可決されることを条件に、平成 30 年 9 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

前記 1. 記載のとおり、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の投資単位の適切な水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたします。

(2) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・比率

平成 30 年 9 月 1 日をもって、平成 30 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

26,000,000 株（併合前：260,000,000 株）

④株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 30 年 2 月 28 日現在)	71,337,916 株
株式併合により減少する株式数	64,204,125 株
株式併合後の発行済株式総数	7,133,791 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 30 年 2 月 28 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	3,475 名（100.0%）	71,337,916 株（100.0%）
10 株未満所有株主	53 名（1.53%）	122 株（0.00%）
10 株以上所有株主	3,422 名（98.47%）	71,337,794 株（99.99%）

(注) 本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 53 名は、下記（4）の対応を実施したうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数は 10 分の 1 に減少いたしますが、純資産等は変動しないため、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、本株式併合と同時に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより、株式の売買単位は 100 株となりますので、本株式併合の前後で株主様の議決権数の変動はございません。

(6) 株式併合の条件

平成 30 年 5 月 31 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び後記 3. 記載の定款の一部変更に関する議案（単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関連する部分に限る。）が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 前記 1. 記載のとおり、単元株式数を 100 株とするため現行定款第 7 条を変更するものがあります。
- ② 前記 2. 記載の株式併合の実施に伴い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
- ③ 上記①および②の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 30 年 9 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、現行定款第 5 条および第 7 条の変更の効力発生をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億6,000</u> <u>万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,600</u> 万株 とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> (<u>定款一部変更の効力発生日</u>) <u>第5条及び第7条の変更の効力発生日は、平成30</u> <u>年9月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生</u> <u>日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

現行定款第5条、第7条および附則に係る変更は、平成30年5月31日開催予定の当社第112回定時株主総会において、前記2.記載の株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

①取締役会決議日 (株主総会招集決議)

平成30年5月1日

②定時株主総会決議日

平成30年5月31日 (予定)

③単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

平成30年9月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年9月1日(予定)であります。株式売買後の振替手続きとの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年8月29日(予定)となります。

以上